

知っていますか？ 国民健康保険のしくみ

国民健康保険課 ☎43-9487(国民健康保険の加入・喪失)、☎43-9384(保険税の内容・軽減制度)
 収納課 ☎43-9173、43-9174、43-9175(納税相談)



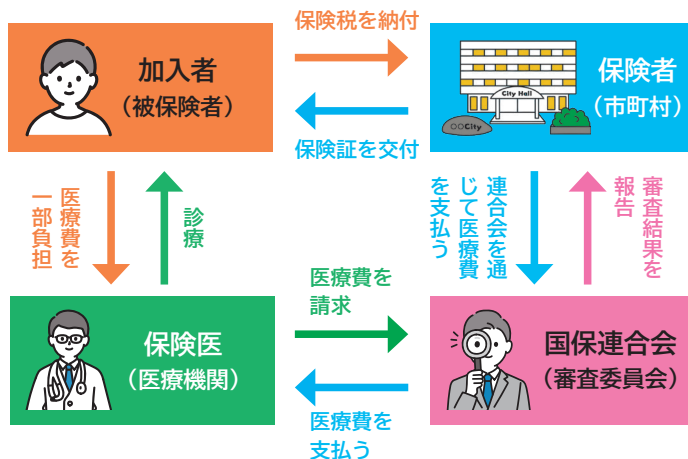
国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度など、他の公的医療保険に属さない人が加入する保険制度です。加入者の皆さんでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。



国民健康保険のしくみ

国保は主に、国・県などの公費(補助金など)と皆さんからの保険税で運営されています。国保の保険証で医療を受けるときは、医療費の2~3割が自己負担となりますが、その残りは国保が負担しています。

また、医療費の自己負担分が高額になった場合には、一定額以上の医療費を国保が負担するほか、加入者が出産した時は出産育児一時金、死亡した場合は葬祭費を給付しています。



国民健康保険の加入者

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業を営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人とその家族

- パートやアルバイトをしていて、職場の健康保険に加入していない人
- 外国籍で職場の健康保険などに加入せず、3か月を超えて日本に滞在する人



保険税の決まり方

その年度の推計医療費から、国などからの補助金と皆さんが病院などで支払う一部負担金を差し引いた金額が保険税の総額となります。1世帯あたりの保険税は、①所得割②均等割③平等割の3つの合計で算出されます。



保険税の納税義務者は世帯主

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保以外の被保険者であっても、世帯の中に国保に加入している人がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

納付は便利な口座振替で!

納税通知書、預貯金通帳、通帳の届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行でお申し込みください。

保険税が軽減される制度があります

○低所得世帯の保険税軽減制度

世帯の所得金額により、均等割と平等割の税額が2割、5割、7割の区分で軽減されます。ただし、無申告者がいるなど、所得が不明な世帯は軽減が適用されませんので、所得がない場合でも、世帯主および国保加入者は必ず住民税課へ申告してください。

○未就学児の均等割額の5割軽減

令和4年度分から、未就学児の均等割額が5割減額されます。低所得者軽減(2割・5割・7割)が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額がさらに5割減額されます。

○非自発的失業者の保険税軽減制度 **要申告** (離職日時点で65歳未満の人に限り)

倒産・解雇・雇い止めなど事業主都合や、やむを得ない自己都合等により離職した人(非自発的失業者)の保険税については、算定の際に前年の給与所得を30%分とみなして計算する軽減制度が設けられています。

対象 雇用保険受給資格者証等(雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知)の交付を受けていて、次のいずれかに当てはまる人

※「雇用保険特例受給資格者証等」および「雇用保険高年齢受給資格者証等」の交付を受けた人は対象外

特定受給資格者(倒産・解雇・雇い止めなどによる離職者)	離職理由コード	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者(正当な理由のある自己都合退職など)	離職理由コード	23、33、34

対象者は手続きが必要です。対象者の雇用保険受給資格者証等をお持ちのうえ、国保年金課窓口または南郷事務所、各市民サービスセンターへお越しください。

保険税を納めないと

○納期限を過ぎると

督促 納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。

○それでも滞納が続くと…

短期被保険者証 通常の保険証の代わりに、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。

○納期限から1年を過ぎると…

資格証明書 保険証を返してもらい、代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。

○納期限から、1年6か月を過ぎると…

給付の差し止め 国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

やむを得ない事情により国保税を納められない場合には、減免制度の他にも、分割納付、一定期間の納税の猶予などの制度もありますのでご相談ください。

国民健康保険に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、国保をやめたりするときは、14日以内に届け出をする必要があります。特に、職場の社会保険に加入した際、国保をやめる手続きを忘れていた例が多くなっていますのでご注意ください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	社会保険などの資格を喪失した日が確認できる書類(健康保険資格喪失確認書・離職票・雇用保険受給資格者証・被保険者記録照会回答票などのいずれか1つ)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった日のわかる証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始通知書
その他	同じ市内で住所を変更したとき	保険証
	世帯主や氏名が変更になったとき	保険証
	修学のため、転出するとき	保険証、在学証明書または学生証の写し
	保険証を紛失・破損してしまったとき	窓口にお越しの人の本人確認書類(免許証など)

いずれの届け出の場合でも、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバーと、届け出にきた人の本人確認できるものが必要です。

